

諮問日 平成18年12月20日

答申日 平成19年 2月 5日

## 答 申 書

### 1 審査会の結論

本件異議申立人（以下「申立人」という。）から戸田市長に対して行われた「高齢者移送サービス事業実績報告書（平成18年度分）」（以下「本件報告書」という。）に係る情報公開請求について、戸田市長が平成18年11月29日付けで行った本件報告書に係る情報の部分公開決定（本件部分公開決定）のうち、移送経路における搬送元あるいは搬送先である「自宅」、介護保険施設及び医療機関の名称（本件情報）を非公開とした部分は違法であり、当審査会としては本件部分公開決定を取り消して本件情報を公開すべきであると思料する。

### 2 異議申立ての趣旨及び経過

#### （1） 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、戸田市長が平成18年11月29日付けで行った本件部分公開決定の取消しを求めるというものである。

#### （2） 異議申立ての経過

- ① 申立人は、平成18年11月16日付けで、戸田市情報公開条例（以下「公開条例」という。）第6条の規定に基づき、戸田市長に対して本件報告書に係る情報の公開請求をした。
- ② 戸田市長は、この請求に対して、平成18年11月29日付けで、本件情報は特定の個人が識別され得る情報に当たるとして、公開条例第8条第1号に基づき、本件部分公開決定をし、この決定は即日申立人に通知された。
- ③ 申立人は、本件部分公開決定を不服として、平成18年12月7日付で、公開条例第16条に基づき、戸田市長に対して本件異議の申立てをした。

### 3 申立人及び戸田市の主張

#### （1） 申立人の主張

本件部分公開決定を不当、違法とする申立人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである（本件異議申立書、意見書、意見陳述）。

戸田市高齢者移送サービスは、在宅で寝たきりになっている老人や車椅子を利用している老人が介護保険施設又は医療機関への交通手段としてリフト付きワゴン車等を利用した場合に、料金の一部を戸田市が助成する制度であって、このサービスの利用状況、助成の実態、適否を確認するた

めには、公開された情報以外に、走行距離を推測せしめるに足る移送経路、すなわち、介護保険施設又は医療機関の名称及び所在地、利用者の住居所（地番、住居番号の表示を除く。）を知ることが不可欠であり、移送経路に関するこの程度の情報は公開されるべきである。

(2) 戸田市の主張

本件部分公開決定を正当とする戸田市の主張の要旨は、大要次のとおりである（情報部分公開決定通知書、情報公開等決定不服申立事案諮問書、意見陳述）。

戸田市で実施している高齢者移送サービスについて、受託業者から戸田市に対して、事業者名、対象者名、実施日、開始時刻、終了時刻、移送経路、区分、利用料金、市負担額、利用者負担額等が記載された本件報告書が毎月提出されているが、対象者名、移送経路（搬送元、搬送先）に関する情報は公開条例第8条第1号に該当する。

4 審査会の判断

審査会は、申立人及び戸田市の主張、並びに、申立人及び戸田市から提出された関連文書等を検討した結果、以下の理由により、「1 審査会の結論」の欄記載のとおり結論に達した。

(1) 本件報告書について

戸田市では在宅で寝たきりになっている老人や車椅子を利用している老人が介護保険施設又は医療機関への交通手段としてリフト付きワゴン車等を利用した場合に料金の一部を助成する高齢者移送サービスを実施しており、本件報告書は戸田市と契約している運送事業者から戸田市に提出された書面であって、この移送サービスを利用した対象者名、実施日、開始時刻、終了時刻、移送経路、区分、利用料金、市負担額、利用者負担額等が記載されている。

(2) 公開条例第8条第1号の該当性について

① 「個人に関する情報」について

公開条例第8条第1号の「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」とは、個人のプライバシーを最大限に保護するという観点から非公開とされる情報であり、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいい、高齢者移送サービスの利用に関する情報がこの「個人に関する情報」に該当することは明らかである。

② 「特定の個人が識別され、又は識別され得る情報」について

次に、公開条例第8条第1号の「特定の個人が識別され、又は識別され得る情報」とは、特定の個人が明らかに識別でき、又は識別される可能性があ

る情報をいい、氏名及び住所がこれに該当にすることは明らかであるが、これ以外の情報の組み合わせにより特定の個人が識別される可能性のある場合も含まれる。

戸田市長は、移送サービスは特殊な車両を利用し、実施日、開始時間、終了時間、病院名を組み合わせることにより個人を特定することが可能となるとして、対象者名以外に、移送経路の一部（「自宅」「施設名」に「町丁目」が併記されている場合においては「自宅」「施設名」）を非公開とした。

しかしながら、対象者名と、住居所の表示中「丁目」以下の部分を非公開としている本件については、介護保険施設及び医療機関の名称及び所在地と、実施日、開始時間、終了時間とを組み合わせても、移送サービスを利用した特定の個人が明らかに識別できるとはいえず、また、医療機関の守秘義務、受託業者の契約上の秘密保持義務などを考慮すれば、介護保険施設及び医療機関の名称及び所在地と相俟って、移送サービスを利用した特定個人の識別を可能ならしめる情報（入手可能な他の公的機関の情報、信憑性の高い入手容易な私的情報）は具体的に想定できず、結局、「自宅」、介護保険施設及び医療機関の名称及び所在地は「特定の個人が識別され、又は識別され得る情報」に該当しないというべきである。

(3) 以上の次第により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

以上